
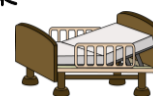







住民生活に密着した村づくり

2019年度下條村補助申請の事業(個別で申請を行う事業の一覧)

	補助金名称	補助内容	窓口
少子化対策・子育て支援	結婚応援事業補助金	村内在住の独身者が結婚相談所へ会員登録した場合に100,000円を上限として登録費用の5割を補助	福祉課
	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、治療費の助成を行う事業 治療に関する費用を、1年1回15万円(上限)、最高45万円まで助成	
	新人ママ応援記念品 プレゼント事業	第1子出産予定の妊婦に対して妊娠届け出時(母子手帳発行時)に授乳服等の産前産後に使用できる用品のプレゼント。	
	出産祝金支給事業	第2子出産以降5年以上居住する意思のある父母へ 第2子は8万円の支給、 第3子以上の1子につき50万円の支給	
	産後ケア事業 【新規】	産後の母の心のケアと育児サポート(8割補助) 出産後のお母さんの体の安静を保ち、赤ちゃんが適切な養育を受けられるように病院や助産所へ宿泊して心身のケア等を受けることができます。	
	育児手当支給事業	第3子以降の子で3歳までの子ども1子につき、月額5,000円の村内で使用できる商品券を支給。支給月(4、8、12月) 	
移住・定住支援	チャイルドシート等 【拡充】 購入補助	購入費用の半額補助 上限1万5千円 (ジュニアシート含む。) 	総務課
	下條村移住奨励支度金	55歳以下で下條村内に定住するために飯田市、下伊那郡外から移住された方に20万円の支度金を支給	
	下條村若者新規就職 応援補助	30歳未満で下條村内に生活拠点があり、新卒採用として3年以上継続雇用される方に10万円の支給	
	空き家リフォーム等 【拡充】 補助金	村内の空き家を居住目的(賃貸含む)としてリフォームする費用の4分の1を補助(上限50万円)	
移住・定住支援	定住促進住宅新增改築 等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅を新增改築と中古住宅購入の方に建築費用等の10分の1を補助 ※新築補助(上限100万円)、中古・増改築等補助(上限50万円) 	振興課
	定住促進住宅用地取得 等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅用地の購入、造成を行う方に購入・造成費用の2分の1を補助(上限100万円)	
	高齢者運転免許証 自主返納支援事業	運転免許証を自主返納する65歳以上の方を対象にタクシー券または南部公共バス回数券1人につき月2,000円分を支給	福祉課
	高齢者・障害者にやさしい 住宅改良促進事業	高齢者・障害者の居住環境を改善し、日常生活を極力自力で行うための住宅改修事業 事業費の9割補助。1世帯当たりの上限は63万円	

	補助金名称	補助内容	窓口
高齢者・介護支援	高齢者自立生活支援 住宅改修費支給事業	65歳以上で介護保険の認定を受けていない方が、介護保険に準じた内容の住宅改修を行う場合、改修費用の8割を補助（上限8万円）	福祉課
	家庭介護用品購入助成事業	要介護3以上の方を家庭で介護している家族に対し、介護用品の助成を行う事業 購入費の9割補助となりますが、1世帯当たりの上限は年額3万6千円	福祉課
	低所得者利用負担軽減事業	介護保険サービスのうち在宅サービスを対象に サービス利用の自己負担額の1/2を助成	
	生活管理指導短期 宿泊委託事業	村内において、介護保険の利用なしで介助を受けている方に、家族が数日間自宅を留守にする場合など、一時的に施設へ入所することが 適当であると思われる場合に、宿泊費の助成	
住宅診断・改修支援	住宅リフォーム等補助事業	村内及び村内に事務所等をおく施工業者でリフォームを行う際に費用の4分の1を補助（上限20万円）	振興課
	住宅耐震診断 ・改修(補強)事業補助金	昭和56年以前の木造戸建に対し、耐震診断・補強費用の補助 診断料は無料、耐震補強は事業費の半額補助（上限100万円）	
	アスベスト含有調査費 補助金	建築物の部材にアスベストが含まれているか否かの判断を出すための定性分析と含有量を検査する定量分析費に補助 検体の採取運搬費補助（上限18,360円）、アスベスト定性分析費補助（上限28,080円）、定量分析費補助（上限12,960円）	
	太陽光発電施設補助金	家庭用太陽光発電システム設置について1kwあたり5万円の補助 限度額20万円（4kw） ※補助対象は10kw未満の施設	
	通学路危険ブロック塀 改修補助事業	通学路に面したブロック塀の診断及び耐震補強を行う際に、診断料の全額、耐震補強工事の8割を補助（上限40万円） ※撤去費用も対象となります。	教育委員会
農地・農業設備支援	遊休荒廃農地再開発 対策事業	遊休農地の解消をするための重機代補助（受益面積5a以上） 10a当たり限度額10万円、補助率10分の8以内	振興課
	農地流動化促進事業	農地を借りて耕作する下條在住の農家・団体に奨励金を交付 ※10アール以上の利用権設定の場合 10a当たり補助額3,000円～35,000円（設定期間により変動）	
	パイプハウス資材費 補助事業	パイプハウス新設費用の3分の1を補助 1生産者限度額15万円以内、販売用農産物利用に限る 認定農業者は2分の1、限度額30万円以内	
	柿乾燥設備除湿設備 購入補助金	柿の乾燥設備購入費用の10分の1を補助 限度額10万円以内 認定農業者は4分の1、限度額20万円以内 販売用農産物利用に限る（扇風機は対象外）	
	柿製品選別機購入補助金	選別機導入費の5分の1を補助 限度額5万円以内 認定農業者は3分の1、限度額10万円以内	



	補助金名称	補助内容	窓口
農地・農業設備支援		販売用農産物利用に限る	振興課
	柿包装シーラー購入補助金	シーラー導入費の5分の1を補助 限度額5万円以内 認定農業者は3分の1、限度額10万円以内 販売用農産物利用に限る	
	柿粉出し機購入補助金	粉出し機導入費の5分の1を補助 限度額5万円以内 認定農業者は3分の1、限度額10万円以内（販売用農産物利用に限る）	
	果樹人工交配機導入 【新規】 事業補助金	果樹人工交配機導入費の3分の1を補助 （上限10万円、対象者は認定農業者、生産組合に限る）	
	かん水設備設置事業補助金	かん水設備設置費用の5分の1補助 1生産者限度額5万円以内、圃場下限面積（野菜3a、花卉1a以上）	
	小規模耕地事業 【拡充】	ほ場整備、暗渠排水等に要した費用の5割以内の補助 （事業費が50万円を超えた場合は事業者負担） （補助限度額10a当たり25万円、暗渠排水1m当たり2,500円） 農業用排水路改修に要した事業費の7割補助（上限70万円） 	
	農産物の品目転換による 構造物撤去整備事業	構造物撤去費用の3分の1補助 （経費限度額10a当たり60万円、補助限度額20万円、農振地域内の農用地に限る）	
	有害鳥獣被害対策 への補助制度	被害防止事業（デポリ等）に要した直接経費の5割以内を補助 ※補助の対象となる直接経費の上限は50万円まで 	
	防蛾灯導入事業補助金	LED防蛾灯設置費用の4分の1を補助 （1生産者限度額5万円以内）	
予防接種・医療関係支援	インフルエンザ 予防接種補助事業	0歳から中学3年生までのインフルエンザ接種料金の補助 13歳未満2回分（2回×2,000円）、13歳以上1回分（1回×2,000円） ※高校1年生から65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方 （身体障害手帳1級相当）の方も自己負担2,000円で接種ができます。 	福祉課
	肺炎球菌予防接種事業	1回目の予防接種より、5年経過した方に2回目の補助を行っています。 肺炎球菌予防接種料7,990円のうち自己負担1,500円で接種ができます。 ただし、村内2医療機関に限ります。（1回接種すると、5年間有効）	
	人間ドック事業	下條村国民健康保険加入者の、40歳～74歳以下の方で 村指定3か所の医療機関で受診した場合に8割の補助 	
	脳ドック事業	村内在住の30歳～74歳未満の方で、村指定の2か所の医療機関で 受診した場合に8割の補助	
	人工透析通院助成事業	人工透析を必要としている方 通院に必要な自動車燃料費等の半額補助 ※ただし、公共交通機関を利用した場合は、実費の半額補助 	

	補助金名称	補助内容	窓口
環境衛生関係支援	合併浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置の際の補助（1基当たり） 35万4千円～98万1千円（人槽により補助額が異なります） 	振興課
	生ごみ処理機購入補助金	1世帯あたり1基の補助 購入価格の2分の1を補助【生ごみ処理機2万円以上の機種、コンポスト等は一式5千円以上のもの】（補助の最高限度額は3万円） 	
	管外火葬場利用補助金	阿南斎場の利用ができない際に管外(飯田市斎苑・西部衛生センター火葬場等)で火葬を行った場合、阿南斎場利用料との差額分を補助	
	犬猫不妊去勢手術補助金	不妊去勢手術を行う犬・猫のオス、メスとも一匹につき5,000円を補助 	
教育関係支援	国の教育ローンに対し 村独自の保証料補給金制度	日本政策金融公庫からの『教育ローン』として借りた保証料を全額、村から補助 ※日本学生支援機構の奨学金についても対象とします。 	教育委員会
	修学資金利子・保証料 補給金制度	金融機関から修学資金を借入れた場合、貸付額（上限300万円）の利子分と保証料を最大3%まで補助	
	高等学校等通学補助事業	下條中学校を卒業し、高等学校等に入学し通学している生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助 年額30,000円	
	指定文化財補助事業	村指定の文化財の維持管理及び保存保護に要する経費の2分の1以内を補助（上限50万円）	
	村民学習支援事業 歴史的建造物等の 改修補助事業	村民自らが学ぶ機会を計画し、講師等を招聘する事業に対し、その講師等の費用について村が負担 地域に残る歴史的建造物の保存、維持、伝承を図るため改修・修繕費用の30%を補助（上限20万円）	
その他	空き家・空き店舗活用 事業補助金	村内の空き家・空き店舗（1,000㎡未満）を活用し、起業し恒久的に事業を行う者に対し、工事費の2分の1を補助 ※20万円以上の工事費1/2を補助（上限50万円）	振興課
	消費者被害防止対策機器 【新規】 購入補助金	振り込め詐欺対策機器購入費および設置費の8割補助（上限1万円）	
	消火器新規購入・詰替補助	家庭用消火器の新規購入及び詰替えを行う際の半額補助（上限2,000円） ※年1回春、消防団による消火器の点検の際にご依頼下さい。 	総務課
問合せ窓口		電話番号	FAX番号
総務課		0260-27-2311	0260-27-3536
振興課			
福祉課		0260-27-1231	0260-27-1228
教育委員会		0260-27-1050	0260-27-3006